

Title	サイガ号 (セント・ ヴインセント対ギニア) 事件 船舶釈放判決及び暫定措置命令
Sub Title	The ITLOS Decisions in the M/V "Saiga" cases
Author	青木, 隆(Aoki, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.9 (1998. 9) ,p.123- 155
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980928-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

サイガ号（セント・ヴィンセント対ギニア）事件
船舶積放判決及び暫定措置命令

青木 隆／訳

はしがき

以下に訳出するのは、国際海洋法裁判所がサイガ号事件
に関して一九九七年二月四日に下した判決及び一九九八
年三月一日に行つた命令である。この事件は、件名から
明らかのように、カリブ海の島国であるセント・ヴィンセ
ント及びグレナデーン諸島（セント・ヴィンセント）が
自国籍の船舶サイガ号に対して西アフリカのギニア共和国
が沿岸国としてとつた一連の措置を争うものである。

最初の判決は、同号の積放を求めて同裁判所に提起した
申立てに関する手続におけるものであり、また、第二の事

件の命令は、同じ紛争の本案の裁判と最初の判決で命じら
れた積放の履行について、セント・ヴィンセントが新たに
手続を提起し、付随して要請した仮保全措置を命令するも
のである。

海洋法裁判所は国連海洋法条約に基づいて設置された常
設の裁判所で、その規程は附属書六として海洋法条約と一
体化されている。この裁判所は、海洋法条約発効に伴つて
一九九六年夏に開催された条約締約国会議において二人
の裁判官が選出されて発足し、その裁判官会議が本件提訴
の直前に裁判所規則を採択したばかりであった（拙稿、
「国際海洋法裁判所の発足と最初の事件」及び「国際海洋

法裁判所の手続」、ともに『清和法学研究』第五卷第一号所収、を参照されたい)。

国際社会には、すべての国を人的管轄範囲に含み、管轄事項にも特に制限のない常設の裁判所として既に国際司法裁判所が存在するにもかかわらず、海洋法裁判所を新設することにについては、海洋法条約の作成交渉の頃から賛否の論議を呼んできた。海洋法裁判所は、船舶の積放には役立つであろうという観測が一部に存在していたが、その最初の事件はこの予測を裏書きする形になったわけである。

条約が発効し、海洋法裁判所が司法業務を開始した以上、この裁判所の実績を正確に把握し、公正に評価することは、この裁判所の健全な発展のために重要であろう。このよう関心から、また、国連海洋法条約において設けられたユニークな制度である船舶積放の手続に関する有権的な解釈として、あるいは、これと暫定措置との関連についても、これらの決定が注目されることも予想されるので、ここにそれぞれ邦訳文を掲載することとした。

典拠として用いたのは、インターネットを通じて入手した国際連合のウェブサイトに公表された英語文(正文)である。翻訳作業が完了した時点までに印刷物として公刊されていないために、テキストの正確性について最終的な確

認はしていないことをお断りしておきたい。なお訳文中の「」は原文のままであり、見出しなど原文にはない記述を訳者が補った箇所には「」を付した。

* * *

国際海洋法裁判所

サイガ号(セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島対ギニア)事件判決

(手続)

1 一九九七年一月一三日、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島(以下、セント・ヴィンセント)の代理人(ニコラス・ハウ氏(ステイヴンスン・ハウッド事務所(ロンドン)事務弁護士))は、海洋法に関する国際連合条約(以下、条約という。)第二九二条により、内燃機動力船「サイガ号」及びその乗組員の速やかな積放に関する紛争についてギニアに対して手続を提起する申立書をフアクシミリによって裁判所書記局に提出した。

2 同日、申立書の認証謄本が、裁判所規程第二四条2並びに裁判所規則第五二条2(a)及び第一一条4により、裁判所書記から特別伝書使によりコナクリのギニア国外務大臣に送達されるとともに、ドイツ駐劄ギニア大使に託された。

3 条約締約国は、裁判所規程第二四条3により、書記による一九九七年一月一九日付の口上書によって、就中、国連常駐代表を通じて、申立ての通報を受けた。

4 申立ては、件名簿に第一号事件として「サイガ号 (the M/V "Saiga")」の件名で搭載された。

5 セント・ヴィンセントの申立書は、簡易手続部に対する事件の付託の要請を含んでいた。ギニアは、書記による一九九七年一月一三日付の口上書によって滞りなく通報された。ギニアは、裁判所規則第一一二条2に定める期限までに要請に対するその同意を通報しなかった。

6 裁判所長は、裁判所規則第一一二条3に従って、一九九七年一月一三日命令により、申立てに関する弁論を開始する期日を一九九七年一月二日に定め、その通報は当事者に伝達された。

7 申立書の原本及び援用書類は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針 (the Guidelines Concern-

ing the Preparation and Presentation of Cases before the Tribunal)」第一〇項に従って、後刻セント・ヴィンセント代理人により提出された。

8 ギニア国法務大臣は、一九九七年一月二〇日にフアクシミリによって発信された同日付書簡により、若干の書類の受領に生じた困難を考慮して弁論の延期を要請した。

9 裁判所長は、裁判所規則第四五条に従って、当事者と協議し、弁論に関するその見解を確認した。

10 裁判所は、弁論の開始に先立つ一九九七年一月二〇日に、裁判所規則第六八条に従って、その冒頭評議を行った。

11 裁判所は、一九九七年一月二二日に、自由ハンザ都市ハンブルグ市庁舎での公開廷において弁論を開始し、同日付の命令により一九九七年一月二七日までその弁論の継続を延期した。

12 書記は、一九九七年一月二一日付書簡により前記の命令を当事者に通報し、裁判所規則第一一条4によりギニアの応答声明書 (Statement in response) を弁論の継続のために定められた期日の二四時間前まで提出できることをギニア国外務大臣に通告した。

13 ギニアは、一九九七年一月二六日に、その応答声明

書をファクシミリで裁判所に発信した。同日、書記は、応

答声明書の謄本をセント・ヴィンセント代理人に送付した。

原本は、一九九七年一月二七日に書記局に提出された。

14 裁判所長は、一九九七年一月二六日及び二七日に開かれた当事者の代表者との二度の会合において、弁論の継続及び各当事者による見解の提示に関する当事者の見解を確認した。セント・ヴィンセント代理人は、裁判所長に対して、弁論において証人を喚問する意思を通告した。裁判所規則第七二条に従って、これら証言の情報は一九九七年一月二六日及び二七日に書記に発出された。

15 一九九七年一月二七日の弁論に先立って、一九九七年一月二六日及び二七日に、セント・ヴィンセント代理人及びギニア代理人により追加的な声明書が書記局に提出された。書記は直ちに、この声明書を他方の当事者に発出した。

16 一九九七年一月二六日及び二七日に開かれた二度の公開廷において、裁判所は、当事者の次に掲げる代表者から見解の表明を受けた。

〔代表者名…省略〕

17 一九九七年一月二七日に開かれた公開廷において、セント・ヴィンセントにより次の証人が喚問され証言を行

った。

セルゲイ・クルイイエフ氏 (サイガ号二等航海士)

マルク・ヴェルヴァエ氏 (オリックス・セネガル会社)

〔ギニア補佐人…氏名省略〕からヴェルヴァエ氏に対して質問が一つ行われ、同氏は口頭で回答した。

18 一九九七年一月二七日に開かれた公開廷において、ギニア海岸沖合の地域を表示した地図が映写され、セント・ヴィンセント代理人によって論評が加えられた。サイガ号の負傷した乗組員の組写真も示された。

19 裁判所長は、一九九七年一月二八日に開かれた会合において、裁判所規則第七六条に従って、裁判所が当事者に特に取り組んでほしい論点又は争点を当事者の代理人に通報した。

20 一九九七年一月二八日に開かれた公開廷において、当事者は、前日に各当事者が行った第一回の口頭弁論に答弁するに際して、裁判所長が当事者に対して提起した問題に対しても弁論を行った。その際、セント・ヴィンセント代理人は、本人の提出した地図に言及した。

21 ギニア国法務大臣閣下、同ドイツ駐箚大使閣下及び同ハンブルグ名誉総領事閣下〔各氏名省略〕が弁論並びに裁判所長及び書記との協議に臨席したことが記録された。

22 裁判所規則第六七条2に従って、申立書及び応答声明書並びにその添付書類の謄本は、口頭手続開始の日から公開された。

〔当事者の主張〕

23 申立書及び応答声明書において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

セント・ヴィンセントの名において

原告は、船舶、その積荷及び乗組員が何ら保証を要求されることなく直ちに積放されるべきであると裁判所が決定することを申し立てる。原告は、裁判所が合理的に課するいかなる保証をも裁判所自体に提供する用意はあるが、上述の趣旨に鑑み、裁判所がいかなる保証も直接ギニアに提供されるものと決定しないことを求める。

ギニアの名において

ギニアは、いかなる違法行為も手続の違反も犯しておらず、その権利の保護を追求し続けている。このことは、裁判所に原告の提訴を却下するよう求めている理由である。

24 その後の陳述において、当事者から次に掲げる申立及び立論が提出された。

セント・ヴィンセントの名において

条約のもとで、沿岸国が条約の定めるところ、特に、その第五六条に従い、その排他的経済水域において限定的かつ特定のな権利を主権的なものとして行使する権利を有することは、裁判所の知るところとなる。この問題において、被告には次の二つの局面で過誤があると申し立てる。

第一に、被告は、被告が条約の規定によりサイガ号に管轄権を有しうる限りにおいて、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後における船舶及びその乗組員の速やかな積放のための関連する規定を遵守していない。

第二に、被告は、条約が許容する限界を超えて不法に排他的経済水域内で主権的管轄権を行使していると主張し、排他的経済水域における他者（原告の旗を掲げるサイガ号を含む。）の権利を侵害する効果をもたらしている。

よって、被告は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供を求めず、サイガ号及びその乗組員をかかると合理的な保証金又は他の保証に基づき迅速に積放しないことよって条約第七三条2の規定の遵守を怠っている。

いると申し立てられる。

さらに、サイガ号及びその乗組員の釈放のために提供されるべき保証金又は他の金銭上の保証の額、性質及び形式を裁判所が決定することができることを申し立てる。この点に関して、サイガ号が、その速やかな釈放の時点で、かつ、その釈放を確保するために今後保証金又は金銭上の保証を要求されることなく、積載する積荷の軽油 (gasoil) とともにその本国に返還されるべきであると命令することは裁判所の管轄権内にあることも申し立てる。

ギニアの名において、

— スティヴンソン・ハウッド〔原告代理人の所属する事務所〕は、裁判所規則第一〇条 2 により権限を認められていない。

— タボナ・シッピング会社がサイガ号の所有者であることは疑わしい。

— 条約第七三条は適用がなく、ギニア政府による同条違反は存在しない。

— 第二九二条は適用がない。請求人は、ギニア政府が合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後における船舶及びその乗組員の速やかな釈放の

ための条約の規定を遵守していないと主張していない。

わが国の理解では、第二九二条は、抑留している国に対して、その船舶が抑留された締約国のために又は当該締約国若しくは船舶の所有者に代わって、合理的な保証金が支払われるか若しくは又は合理的な他の金銭上の保証が提供されるか又は少なくとも申し入れられた場合にのみ適用がある。サイガ号のために保証金又は保証の申入は行われていない。

— さらに、条約第二九二条は、抑留している国が遵守していないと主張される条約第七三条に対する請求人の言及が条約第二九二条に合致する主張ではないことから、適用がない。

— 条約第七三条 2 は、条約第二九二条 1 に合致して、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後のみ、抑留された船舶とその乗組員の速やかな釈放を命じる。サイガ号によって又は同号に代わって何も提供されていない。

— 裁判所は、わが国の見解に反して裁判所の権限を認める回答を行う場合には、；原告が行った主張には十分な根拠がないと決定すべきである。ギニア政府は、ギニア水域の外でサイガ号を拿捕した際に、条約第一一条

に基づく権利すなわち継続追跡権を用いた。

〔事 実〕

- 25 本件手続に到る経緯は次のとおりである。
- 26 サイガ号は、セント・ヴィンセントの旗を掲げるオイルタンカーである。関連する時点におけるその備船者は、スイスのジュネーブに登録されたレマニア・シッピング・グループ会社であった。
- 27 サイガ号の航海日誌の認証された抜粋書がギニアから提出され、その記載はいずれの当事者も争っていない。
- 28 申立ての基礎となった事件の生じた時に、サイガ号は、ギニア沖合で操業する漁船その他の船舶に対して燃料油を供給する補給船として使われていた。
- 29 一九九七年一月二七日早朝に、サイガ号は、ギニアとギニア・ビサオとの間の海洋境界を越えて、ギニア領アルカトラス島から約三二海里のギニアの排他的経済水域に進入した。同日、同号は、北緯一〇度二五分〇三秒、西経一五度四二分〇六秒の地点で、〇四時〇〇分頃から一四時〇〇分頃までの間、ジュゼッペ・プリモ、クリティ及びエレニ・Sの三隻の漁船に軽油を補給した。
- 30 一九九七年一月二八日、サイガ号は、ギニアの税関警備艇に拿捕された。拿捕は、ギニアの排他的経済水域の境界の南で行われた。行動の過程において、少なくとも二名の乗組員が負傷を負った。同日、サイガ号はギニアのコナクリに連行され、そこで船舶及び乗組員は抑留された。その後、負傷した二名の乗組員は放免され、積荷はコナクリにおいて国内当局の命令によって取り卸された。
- 31 船舶及びその乗組員の積放のために、ギニア当局は保証金又は他の金銭上の保証を要求せず、セント・ヴィンセントはこれを申し出なかった。セント・ヴィンセントが条約第二九二条により本件手続を提起したのはこの時点であった。
- 32 サイガ号の拿捕に関する事実及び同号にかけられた嫌疑の報告は、ギニア税関当局によって「PV二九」の名称で「調書 (Procès-Verbal)」という表題の公文書（以下、PV二九という。）に記録された。PV二九は、ギニア当局によるサイガ号船長の尋問により得られた供述を含んでいる。
- 33 口頭手続の間に、裁判所は、当事者の代理人から、乗組員の一部はなおギニアに在留しており、他の者は船上にとどまっており、また、サイガ号の船長はなお抑留されているという情報を得た。

〔争点〕

34 セント・ヴィンセント及びギニアがその陳述書面に於いて提出した事実及び法的根拠は、次のとおり要約することができる。

35 セント・ヴィンセントが述べたのは、サイガ号はギニアの領海に進入していないこと、サイガ号は一九九七年一月二八日には〇八時〇〇分から北緯〇九度〇〇分、西経一四度五九分で漂泊しており、〇九時一分に二隻のギニア税関警備艇により攻撃されたときには、シエラ・レオネの排他的経済水域にあったことである。セント・ヴィンセントは、ギニア当局はかかる行動を行う管轄権を有しておらず、ギニアが抑留の理由を旗国に通報することを怠り、「拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される」とする条約第七三条²を遵守していないことを主張した。申立書に含まれた情報によれば、サイガ号の所有者はスコットランドのグラスゴーにあるシースコット・シップ・マネイジメント会社気付タボナ・シッピング会社である。船舶には、約一五〇万米ドルの価額の保険がかけられ、総額約一〇〇万米ドル相当の軽油約五〇〇〇トンの積荷が載せられていた。

36 ギニアは、申立てが裁判所規則第一一〇条に従っていないこと、そして、本件には条約第二九二条の適用がないことを主張した。ギニアは、サイガ号がギニア関税規則上の犯罪である密輸に関与し、そして、抑留はギニアが条約第一一条による継続追跡権を行使した後に発生したと述べた。この局面では、ギニア当局は一九九七年一月二八日〇四時〇〇分頃にサイガ号に停船を命じ、ギニア警備艇は北緯〇九度二分、西経一三度五六分〇三秒の地点から追跡を開始し、サイガ号は北緯〇八度五八分、西経一四度五〇分の地点でその支配下におかれたと主張された。ギニアはまた、船舶の真の所有者の身元を問題にした。

〔裁判所の管轄権〕

37 裁判所は、初めに条約第二九二条の規定に基づき申立てを受理する裁判所の管轄権の問題についての検討を手がけることとする。同条は、次のとおり定める。

第二九二条 船舶及び乗組員の速やかな釈放

1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈

- 放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかつたと主張されているときは、積放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、積放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第二百八十七条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。
- 2 積放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。
- 3 裁判所は、遅滞なく積放に係る申立てを取り扱うものとし、積放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも積放することができる。
- 4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の積放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。

38 裁判所が管轄権を有することを確定するために、若干の条件を検証することが必要である。

39 この局面では、裁判所は最初に、セント・ヴィンセン

ト及びギニアはともに条約の締約国であることに注目する。セント・ヴィンセントは一九九三年一月一日に条約を批准し、ギニアは一九八五年九月六日に条約を批准した。条約は、セント・ヴィンセント及びギニアについて一九九四年一月一六日に効力を発生した。

40 条約第二九二条は、抑留のときから一〇日以内に抑留からの積放の問題を別の裁判所に付託する紛争当事者の合意が成立しない場合に、申立てを裁判所に付託することができる。と定める。

41 サイガ号及びその乗組員の抑留は一九九七年一月二八日に始まった。一九九七年一月一日に、ステイヴン・ハウッド法律事務所からギニア外務大臣に書簡がフアクシミリによって送信された。この書簡において、ステイヴン・ハウッドは、「セント・ヴィンセント海事長官から、国際海洋法裁判所においてギニアに対する訴訟を提起する権限」を付与されたことを通報し、外務大臣に「船舶及び乗組員の積放を直ちに保証する」ことを求めた。

42 上記の書簡に対する回答はなく、積放の問題を別の裁判所に付託する当事者間の合意も達成されなかった。したがって、裁判所は、申立てが上記40項に述べた要件を満た

していると認定する。

43 ギニアは、セント・ヴィンセント代理人が裁判所規則一一〇条２により権限を認められていないと主張し、また、船舶所有者の身元を疑う。

44 裁判所規則第一一〇条に従って、船舶及びその乗組員の速やかな釈放のための申立ては、船舶の旗国により又はそれに代わるものによって行うことができる。この点に関し、裁判所は、一九九七年一月一八日にセント・ヴィンセント政府の名における司法長官から同国海事長官への権限付与証の認証謄本及び海事長官から代理人への代理権付与証の原本が書記に提出され、記録の一部を構成していることに注目する。したがって、裁判所は、ギニアの異議を却下する。船舶の所有権に関する限り、裁判所は、この問題が条約第二九二条のもとでの審査対象事項ではないこと及びギニアが船舶の旗国はセント・ヴィンセントであることを争っていないことに注目する。

45 以上の理由により、裁判所は、条約第二九二条に基づいて申立てを受理する管轄権を有すると認定する。

〔許容性〕

46 以上のように申立てを受理する管轄権の問題を処理し

たので、裁判所が解決すべき主要な問題は、申立てが許容可能であるか否か、すなわち、条約第二九二条に定められた他の要件の範囲内にあるか否かである。

47 船舶及び乗組員の速やかな釈放のための手続は、それが「遅滞なく」行われ、終結されなければならないという条約第二九二条３の定める要件並びに国内手続及び他の国際手続に対するその関係の性質によって特徴づけられる。

48 裁判所規則は、釈放のための申立てが遅滞なく処理されなければならないという上記の規定を様々な方法で実現している。第一一二条１は、裁判所が速やかな釈放の申立てを他のすべての手続に優先させることを規定している。

第一一二条３は、申立ての受理から一〇日以内で可能な限り速やかな口頭弁論の期日の設定を規定する。同項は、口頭弁論は各当事者について一日を超えてはならないことを規定する。第一一二条４は、裁判所の判決は可能な限り速やかに採決され、口頭弁論終結から一〇日以内に開かれる公開廷において朗読されることを規定する。

49 条約第二九二条による手続の国内手続に対する関係に関して、第二九二条３は、速やかな釈放の手続が「適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない」ことを規

定する。この規定は、裁判所は「釈放の問題のみ」を扱うとの同項の規定及び「裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う」との4の規定と併せ読まなければならない。したがって、この規定の意味は、本裁判所における手続の当事者である国は、裁判所の採決した判決が船舶の釈放及び保証金又は他の保証に関わる限りその判決に拘束されるが、抑留している国の国内裁判所は、事件の本案を審査するにあたって、本裁判所がその結論に到達するために行うことのある法又は事実に関する認定により拘束されるものではないということである。

50 条約第二九二条による手続が他の国際手続に対して有する独立性は、第二九二条自体及び裁判所規則から生じる。裁判所規則は、船舶及び乗組員の速やかな釈放を別個の節(第三部E節)で取り扱う。したがって、この手続は、条約第二九〇条に定められ、規則が「付随手続」に関する第三部C節において扱っている暫定措置のための手続のような、本案に関する手続に付随するものではない。別個の独立した手続である。しかし、サイガ号の拿捕に到った事態

の本案に関する事件が、後刻、条約第二八七条により権限を有する本裁判所又は別の裁判所に付託されることを排除できない。裁判所の見解では、この事情は、裁判所が釈放の問題に関するその決定に到達するために必要であると認める本案の局面を考慮することを排除するものではなく、裁判所がそれを抑制をもって行うことを求める。

51 ここまでに検討した事件の本案が国際裁判所に付託される可能性及び速やかな釈放の手続の加速された性質は、裁判所が当事者の主張を評価する基準に関して影響を及ぼさないわけではない。裁判所は、この点において、行われた主張が論争性がある (arguable) か又は裁判所が当面の目的のために依拠することができるという意味において十分に説得的な性格 (a sufficiently plausible character) をもつかに関する評価に基づくアプローチが適当であると考える。裁判所は、かかる基準を適用するにあたって、本案の全面的な検討を要する主張が裁判所に提出された場合に、異なる結論に到達しうることを前もって排除するものではない。示された基準は、第二九二条による手続において、裁判所が原告による条約の特定の規定に関わるという「主張 (allegation)」と被告が行動した際に根拠とした法規の被告による独自の性格付けに基づく異議を評

働しなければならぬという事実を鑑みると特に適當であると考えられる。裁判所が、もっぱらこの関連において當事者の提示した性格付けを根拠にできないことは、裁判所にとって明白である。かかる基準を適用することによって、裁判所は第50項で言及した抑制を限られた時間で行うことを可能にすることを付け加えることができる。

52 保証金の支払又は他の金銭上の保証を提供した後の船舶の速やかな釈放のための条約の規定について主張された不遵守の要件に関しては、条約の三箇所の規定がこのことに明示的に対応している。すなわち、第七三条2、第二二〇条6及び7、並びに、少なくとも一定程度で、第二二六条1(c)である。

53 セント・ヴィンセントは、第二九二条に依拠するにあたり、第七三条、第二二〇条及び第二二六条に言及する。選択的主張として、セント・ヴィンセントはまた、第二九二条の非制限的解釈とでも呼ぶべきものにも依拠する。この解釈によれば、船舶又は乗組員の速やかな釈放に関する個別具体的な条約規定がなくても、国際法に反する船舶の拿捕に第二九二条の適用があると論じることができる。セント・ヴィンセントは、この局面において条約第五六条2の違反を引用した。セント・ヴィンセントの見解によれば、

条約により抑留が許されている場合(第七三条、第二二〇条及び第二二六条)に速やかな釈放の手続が利用可能で、抑留が許されていない場合に利用できないことは、奇異であることになる。

54 ギニアは、セント・ヴィンセントによる条約第七三条への言及は保証金が支払われていないために根拠がなく、そして、第二九二条は、その見解によれば密輸に関わる本件には適用がないと主張する。ギニアは、その口頭陳述において、サイガ号の拿捕は、ギニアの接続水域における関税法違反による継続追跡の完了の際に行われたことから正当であると論じた。

55 セント・ヴィンセントは、条約第二二〇条及び第二二六条の適用可能性に関する立論を継続しなかった。したがって、残されたのは、第七三条の適用可能性の問題を審議することである。第七三条は、次のとおり定める。

第七三条 沿岸国の法令の執行

1 沿岸国は、排他的経済水域において生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を行使するに当たり、この条約に従って制定する法令の遵守を確保するために必要な措置(乗船、検査、拿捕及び司法上の手続

を含む。）をとることができる。

2 拿捕された船舶及びその乗組員は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証の提供の後に速やかに釈放される。

3 排他的経済水域における漁業に関する法令に対する違反について沿岸国が科する罰には、関係国の別段の合意がない限り拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならない。

4 沿岸国は、外国船舶を拿捕し又は抑留した場合には、とられた措置及びその後科した罰について、適当な経路を通じて旗国に速やかに通報する。

56 条約第七三条の規定及びセント・ヴィンセントの主張に照らして、審議されるべき問題を次のように表すことができる。国の排他的経済水域内での漁船への「補給」（燃料補給）は、その規制が沿岸国による「排他的経済水域において生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利」の行使の範囲に含まれる活動であるか。これが成り立つならば、かかる補給に関する沿岸国の規則の違反は、排他的経済水域における生物資源に関する漁業及び他の活動の規制のために制定する法令の違反に相当することになる。かかる規則に違反していると主張される船

舶及び乗組員の拿捕は、条約第七三条1の範囲に属し、合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証を提供した後の船舶及び乗組員の速やかな釈放は、条約第七三条2による沿岸国の義務となる。そうした速やかな釈放が沿岸国により行われない場合には、第二九二条を援用することができることになる。

57 「漁船への補給」を、その規制が沿岸国による排他的経済水域において生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利の行使についての規制との類推が可能な活動と認めるのを支持する議論を提示することができる。燃料補給は本来、補給を受ける船舶の活動に付属する活動であると論じることができる。いくつかの国家実行情の事例が引用できる。一九八九年一月二三日の南太平洋における長距離流し網漁業の禁止のための条約第一条は、「流し網漁業活動」を、就中、「あらゆる流し網漁獲物を輸送し、洋上転載し及び処理すること並びに流し網漁業の装備を備えているか又は流し網漁業に従事している船舶に対する食料、燃料及び他の供給物資の提供に協力すること」（強調追加）と定義している。セント・ヴィンセントが提出した文書によれば、ギニア・ビサオは、その一九九四年八月二日の政令第九四／四号において、漁獲と「連動する

(connected) 操業のために漁業省の許可を要求し、シエラ・レオネ及びモロッコは通常、漁船が沖合で燃料補給を受けるのに許可を行っている。

58 ギニアはこの点に論及しなかったものの、洋上補給は航行自由の法制度により規制される（または、おそらく、排他的経済水域において行われる場合には、条約第五九条にいう）独立した活動に分類されるべきであるという反対論を支持する議論も提示することができる。排他的経済水域をもち漁船の補給に関する規則を制定していない国の立場は、それらの国が漁船への補給を漁獲に連動するものとはみなしていないことを示すと解釈することも可能である。この見解を支持して、補給が条約第六二条 4 により沿岸国の法令に関わることのできる事項の例示列挙に含まれていないと論じることができる。

59 裁判所は、二つのアプローチのどちらがいつそう法的根拠を備えているのかについて結論に到達する必要はない。サイガ号の速やかな釈放の申立ての許容性という目的のためには、条約第七三条 2 の不遵守が「主張され」ていることに注目し、そして、その主張が論争性があるか又は十分に説得的であると結論することです。

60 しかしながら、ギニアは、サイガ号の拿捕は国際法に

従ったもので、その釈放は条約第二九二条に基づいて要求することはできないという見解を有している。ギニアによれば、(a)補給はその関税規則の違反に該当する、(b)補給はその接続水域（アルカトラス島から二四海里未満）で行われた、そして、(c)拿捕は、条約第一一条による継続追跡権の行使に続いて行われたため、正当である。

61 継続追跡権に基づく主張は、上で検討した主張と等しく論争性（または、十分に説得的な性格）の要件を満たしていない。サイガ号が漁船ジュゼツペ・プリモ、クリティ及びエレニ・S に補給していたときの航海日誌における位置の座標並びに関連する地図の検討が示すのは、補給はほぼ間違いなくギニアの接続水域内で行われたことであるが、継続追跡そして結果としての拿捕を正当化する要件の存在を支持するために提出された主張は、一応の (*prima facie*) ものとしても、維持できるものではない。ギニア当局の調査 P V 二九によれば、ギニア警備艇によるサイガ号の最初の確認は一九九七年一月二八日〇四時〇〇分にレーダーで行われたが、航海日誌によれば、補給は一九九七年一月二七日〇四時〇〇分から一三時五〇分までの間に行われたことを述べるので十分である。すなわち、ギニアは、P V 二九において、答弁声明書におけるのと同様に、

主張する違反の一日後の、サイガ号が、その航海日誌に示されているように、ギニアの接続水域内になかったことが確実なときに追跡が開始されたことを認めている。

62 しかしながら、裁判所は、サイガ号の拿捕が合法であるか否かを決定することを求められていない。拿捕に続く抑留が「合理的な保証金の支払又は合理的な他の保証を提供した後の船舶及び乗組員の速やかな釈放」のための条約規定に違反しているか否かについての決定を求められている。

63 漁船の補給に関する法令が、排他的経済水域において生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利の行使の範囲に含まれる活動に関する法令に分類できると論じうることは既に示した。これから取り組むべきは、次の問題である。ギニアにおいてかかる法令が存在しているか、そして、仮にそれが存在するのであれば、ギニアがそれを「関税」又は「密輸」の規制として性格付けていることが関連性を有するかである。この関係において関連性を有する主要な規定は、抑留している国の当局が拿捕の時点で依拠したものである。P.V.二九から判明するのは、サイガ号の船長が海洋法第四〇条及びギニア共和国における燃料の無許可の輸入、輸送及び販売を禁止する一九

九四年三月二五日の法律九四／〇〇七／CTRM（第一条）の違反に問われたことである。

64 補給を漁獲に類似しそれに連動する活動とみなすという観念は、ギニア法にないわけではない。法律九四／〇〇七／CTRM第四条は、ギニア政府の発給する漁業許可証を有する漁船の所有者に対して法により認められていない手段により燃料を補給し又はそれを企図することを特定の禁止している。ギニアの一九九五年五月一日の法律九五／一三／CTRM（海洋漁業法、一九九五年六月一日付ギニア共和国官報にて公布）は、「漁業」の定義が、就中、「海上における漁船に対する供給又は他のロジスティック支援の活動」（第三条1(c))を含めて定義される「漁獲に連動する操業」（第三条1）を含むと規定する。第六〇条1(k)は、「漁業違反」を漁獲に連動する操業に関する規則の違反と定義する。第二九条は、「漁獲に連動する操業」を許可に従うものとする。法律九四／〇〇七／CTRM第五条は、「海洋漁業法第三〇条〔現二九条〕に定めるものを除く燃料の供給のための許可」に言及していることから、第二九条にいう許可は燃料の供給を含むことに疑いはない。さらに、一九八五年二月二三日の命令第三九PRG／八五号ギニア海洋漁業法の実施のための一般規

則の規定は、漁獲の「ロジスティック支援」の操業に言及し（第二条一節(c)及び第七節、第四条第二節(c)、それを許可に服させている（第一二条）。

65 ギニアが提出した訴答及び文書から、サイガ号が問われた違反はギニアの排他的経済水域における権利に関する違反と見られていることも明らかになる。

66 ギニアは、その訴答において、排他的経済水域におけるギニアの権利を条約第五六条の線に沿って規定する海洋法第四〇条に繰り返し依拠した。第七三条は、排他的経済水域の生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利に関わる限りでの第五六条の規則を詳細に展開する条約規定のグループ（第六一条から第七三条まで）の一部である。漁船の補給に関する違反の関連において、ギニア海洋法第四〇条に対する言及は、条約第五六条との条文の対応に鑑み、条約第七三条によってカヴァーされる事項を扱うものと解釈しなければならない。

67 この関連では、ギニアは、その訴答において第七三条の適用があるとのセント・ヴィンセントによる主張を否定するにあたって、第七三条の適用可能性を直接争わず、保証金の支払又は申入が行われていないと主張するにとどめたことが想起される。

68 PV二九は、サイガ号の船長が違反に問われた規定の中に海洋法第四〇条を含めている。この表示は、それがそれに続けて列挙された実体規定の違反が排他的経済水域で犯された違反であり、したがって、同水域における沿岸国の権利及び管轄権に関する事項に関係することを意味しない限り、どうして関連性を有しうるものであろうか。さらに、PV二九は、ギニア警備艇が受けた「[ギニア]水域である排他的経済水域におけるタンカーの不法な存在」に関する情報への言及から始まっている。排他的経済水域におけるタンカーの存在を、排他的経済水域におけるギニアの主権的権利及び管轄権の侵害の疑いでなかったとすれば、いかにして不法とみなしうるのか。

69 海洋法第四〇条が条約第五六条との関連を通じて言及するギニアの排他的経済水域における主権的権利及び管轄権に含まれるいくつかの事項のうち、第七三条にいう「生物資源を探索し、開発し、保存し及び管理する主権的権利」は、上記第64項において触れたギニアの法律及びサイガ号が燃料補給をしていたのが漁船である事実には照らした場合に、本件に関連しうる唯一のものである。

70 サイガ号による違反が接続水域において行われたとの主張及び同号が条約第一一条による継続追跡の後に合

法的に拿捕されたとの主張は、ギニアにより口頭手続の最終段階で行われたにすぎない。このことは、違反が主張されている法律を「関税」又は「密輸」に関連するものとして分類することを疑わしくしている。事実の観点から、漁船への補給が接続水域において行われていたことの唯一の表示は、サイガ号の航海日誌に記述された位置であり、これをギニア当局が知ることとなったのは同号の拿捕の後であつてその前ではない。その答弁声明書でもまだ、ギニアは疑われた違反が排他的経済水域において行われたと示していた。補給の地点がアルカトラス島の低潮線から測定された二四海里水域の近傍であることから、補給が接続水域で行われたことは極めて精確な測定でなければ立証することができない。かかる測定の証拠はない。

71 船舶及び乗組員の速やかな釈放のための手続の独立性に照らして、裁判所は、抑留している国の法律の分類を採用するに際して、抑留している国が行った分類に拘束されない。裁判所は、これまでに展開した議論に基づいて、本件手続の目的のために、ギニアの行動は条約第七三条の枠組み内にあるとみられると結論することができる。

72 裁判所が抑留している国の主張したところに優先してこれらの法律を条約第七三条に結びつける分類を採用する

のはなぜか。この疑問に対する回答は、漁船の補給の禁止を「関税」と分類することは、上記第61項及び第70項において言及した事実に鑑み、ギニア当局が初めから国際法に違反して行動したと論じることができるようにするために、第七三条への分類は、ギニアがサイガ号を拿捕した際に条約に基づく自国の権利の範囲内で行っていると信じていたとの推定を許すことにある。裁判所は、国際法違反を意味する法的分類とかかる含意を避ける分類との選択がある場合に、後者を選ぶべきであるというのが裁判所の見解である。

73 条約第七三条に基づくセント・ヴィンセントの立論が十分に根拠があると決定したので、裁判所が上記53項で言及した条約第二九二条の非制限的解釈に関する立場を明らかにするのは不要となった。

74 ギニアは、補助的立論として、一九九七年一〇月八日の安全保障理事会決議一一三二／一九九七号に従つて船舶を拿捕したと主張する。この決議の第六項において、安全保障理事会は、「すべての国が、その国民による若しくはその領域からの又はその国旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いるシエラ・レオネに対する原油又は石油製品及び武器並びにすべての種類の関連物資の販売又は供給を防止す

ること」を決定した。ギニアによれば、サイガ号はギニア水域におけるギニア法違反の疑いにより追跡された際に「シエラ・レオネ水域に隠れて」いた(一九九七年一月二七日の訴答)。したがって、ギニアの目的はサイガ号にシエラ・レオネにおいて不法活動を行わせないことであつたと認めがたいと考えられる。

75 裁判所に残されているのは、保証金又は他の保証の申入も提供もないので、条約第七三条が申立ての根拠たりえないというギニアの申立の検討である。

76 条約第二九二条によれば、保証金の支払又は保証の提供はそれに対する違反が第二九二条の手續を適用可能とする条約規定の要件であつて、その適用の要件ではない。換言すれば、第二九二条を援用するために、保証金の支払又は他の保証の提供は、申立ての根拠である違反のあつた条約規定に定められている場合でさえ、現実に行われていなくても差し支えない。

77 第七三条 2 の違反は、保証金が支払われていない場合にもありうる。迅速性の要件は、独自に価値を有し、保証金の支払が可能でなかったり、拒否されていたり若しくは沿岸国の法令に定められていない場合又は要求された保証金が不合理であると主張される場合に、効果を發揮するこ

とができる。

78 本件において、ギニアは抑留について条約第七三条 4 に定める通報を行っていない。ギニアは保証金の問題を検討することを拒否し、また、速やかな釈放の申立てについて関連性を有する一〇日の期限はこの問題を考慮する用意があることが示されないまま過渡した。かかる事情において、裁判所は、保証金が支払われていない事実の責任がセント・ヴィンセントにあると判断することが可能であると考えることはできない。

79 以上の理由により、裁判所は、申立てが許容されることと、セント・ヴィンセントが行つた主張がこの手續の目的のために十分に根拠があること、よつて、ギニアは現在抑留等により自由を奪われているサイガ号及びその乗組員の者を速やかに釈放しなければならないことを認定する。

(保証金の決定)

80 かくして、裁判所は、保証金が支払われ又は他の保証が提供されるべきか否かの問題、そして、提供されるべきであるとすれば、保証金又は保証の性質と額を検討することができるとができる。

81 当該釈放は、合理的な保証金の支払又は合理的な他の

金銭上の保証の提供の後に行われなければならない。裁判所は、保証金の支払又は保証の提供は行われるべきでない（または、「象徴的保証金」のみが課されるべきである）というセント・ヴィンセントによる要求を認めることはできない。裁判所は、保証金の支払又は保証の提供が、速やかな釈放の手續の性質に鑑み、必要であると考える。

82 裁判所規則第一一三条2によれば、裁判所は「提供されるべき保証金又は金銭上の保証の額、性質及び形式を決定する」。この決定において最も重要な指針は、保証金又は他の金銭上の保証は「合理的」でなければならぬというという条約第二九二条1に含まれる指示である。裁判所の見解によれば、合理性の基準には、保証金又は金銭上の保証の額、性質及び形式が含まれる。保証金又は金銭上の保証の額、形式及び性質の総合的バランスが合理的でなければならぬ。

83 保証金又は他の金銭上の保証の額、形式及び性質の総合的バランスを考慮するにあたって、裁判所は、サイガ号が積載していた軽油がギニア当局の命令によってコナクリ港で取り卸された事実を考慮しなければならない。セントヴィンセントが提出し、ギニアが争っていない文書によれば、軽油（摂氏一五度における密度〇・八五六〇）四九四

一・三三二メートルトンのサイガ号の全積荷の取り卸は一九九七年一月一二日に完了した。

84 取り卸された軽油の商業的価値及び軽油をサイガ号の船内に戻す際に生じうる困難を考慮して、裁判所の見解によれば、上記の量の取り卸された軽油がギニアにより保持され、判決の時点において、事件の結果に応じて現物又はそれと等価額の米ドルで返還されるべき保証とみなすことが合理的である。

85 裁判所は、事情に鑑み、裁判所規則第一一三条3に従って、信用状若しくは銀行保証の形式で又は当事者が合意する場合には他のいずれかの形式で額面四〇万米ドルの金銭上の保証が追加されることが合理的であると思料する。

〔主文〕

86 以上の理由により、裁判所は、

(1) 全員一致で、

裁判所は、海洋法に関する国際連合条約第二九二条に基づき一九九七年一月一三日にセント・ヴィンセントの提出した申立てを受理する管轄権を有すると認定する。

(2) 一二票対九票で、

申立ては、許容されると認定する。

賛成…チャオ、カミノス、マロツタ・タンジェル、

ヤンコフ、カロトキン、バメラ・エンゴ、ア
クル、ワリオバ、レイン、トレヴェス、マル
シット及びエイリクソン各裁判官。

反対…メンサ裁判所長、ヴォルフム裁判所次長、

山本、パク、ネルソン、チャンドラセカラ・
ラオ、アンダーソン、ヴカス及びンディアエ
各裁判官。

(3) 一二票対九票で、

ギニアは、サイガ号及びその乗組員を抑留から速やかに釈放しなければならないと命令する。

〔賛成及び反対の裁判官は上記(2)と同一なので、氏名の列挙を省略する。以下同じ。〕

(4) 一二票対九票で、

釈放は、合理的な担保金の支払又は合理的な保証の提供の後でなければならないと決定する。

(5) 一二票対九票で、

保証は、(1)サイガ号から取り卸された軽油の全量及び(2)信用状若しくは銀行保証又は当事者が合意する場合には他のいずれかの形式で提供される額面四〇万米ドルから成らなければならないと決定する。

一九九七年二月四日に自由ハンザ都市ハンブルグにて英語(正文)及び仏語により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれセント・ヴィンセント政府及びギニア政府に送付する。

〔裁判所規程第三〇条3により付与された権利を行使して、メンサ裁判所長が反対意見を、ヴォルフム裁判所次長及び山本裁判官が共同反対意見を、アンダーソン裁判官が反対意見を、パク、ネルソン、チャンドラセカラ・ラオ、ヴカス及びンディアエ各裁判官が共同反対意見を表明して、判決に添付した。〕

* * *

サイガ号(セント・ヴィンセント対ギニア)(第二号)事件

仮保全措置の要請 命令

裁判所は、

国連海洋法条約(以下、条約という。)第二八七条4及び第二九〇条の規定並びに裁判所規程(以下、規程という。)

第二条及び第二五条の規定を考慮し、

裁判所規則（以下、規則という。）第八九条及び第九〇条の規定を考慮し、

セント・ヴィンセントが一九九七年一月二二日にギニアに対して発出したサイガ号に関する紛争に関して条約附屬書七に従って訴を提起する通告を考慮し、

セント・ヴィンセントが一九九八年一月一三日に裁判所に提出した条約第二九〇条5による裁判所の暫定措置の命令のための要請を考慮し、

ギニアとセント・ヴィンセントとの間のサイガ号に関する紛争を国際海洋法裁判所に付託する両国間の合意を構成する一九九八年二月二〇日付交換書簡を考慮し、

暫定措置の命令の要請が条約第二九〇条1の規定により適正に裁判所に付託されたものとみなす裁判所の一九九八年二月二〇日命令を考慮して、次のとおり命令する。

〔手続〕

1 セント・ヴィンセント及びギニアは、条約当事国であるので、

2 裁判所は、セント・ヴィンセントからの条約第二九〇

条によるサイガ号及びその乗組員の速やかな釈放の申立て

に引き続いて、一九九七年一月四日に判決を下したので、

3 一九九八年一月一三日に、セント・ヴィンセントは、セント・ヴィンセントの旗を掲げる船舶サイガ号のギニア当局による拿捕に関連して、セント・ヴィンセント政府とギニア政府との間の紛争に関して暫定措置の命令のための要請を裁判所書記局に提出したので、

4 セント・ヴィンセントは、その要請において、裁判所の管轄権の基礎として、条約第二九〇条5を援用したので、

5 要請の認証謄本は、同日、裁判所書記によりコナクリのギニア国外務大臣に送達され、ドイツ駐劄ギニア大使にも託されたので、

6 書記は、セント・ヴィンセント海事長官ボゾ・ダビノヴィック氏のセント・ヴィンセント代理人への任命及びハンプルグの弁護士ハルトムート・フォン・プレフェル氏のギニア代理人への任命の通知を受けたので、

7 裁判所長は、当事者の見解を確認した後、一九九八年一月二〇日命令により、弁論開始の期日を一九九八年二月二三日に定め、その通告が当事者に伝達されたので、

8 一九九八年一月三〇日にギニアが応答声明書を、同年二月一三日にセント・ヴィンセントが抗弁書を、また、同

月二〇日にギニアが再抗弁書を裁判所書記局に提出し、これら書面の謄本は書記により直ちに相手方に送付されたので、

9 裁判所は、規則第六八条により、一九九八年二月一日及び一九九九年二月一日にその冒頭評議を開催し、当事者に特に取り組むことを望む論点及び争点を決定したので、

10 条約締約国は、規程第二四条3により、書記による一九九八年二月二〇日付の口上書によって、就中、ニューヨークの国連常駐代表を通じて申立ての通報を受けたので、

11 裁判所長は、一九九八年二月二〇日の当事者の代表者との会合において、聴取のための手続に関する当事者の見解を確認し、規則第七六条に従って、裁判所が当事者に特に取り組むことを望む論点及び争点を通報したので、

12 裁判所長は、一九九八年二月二〇日に、ギニア代理人より、セント・ヴィンセント政府が一九九七年一月二二日の通告により開始した仲裁手続を国際海洋法裁判所に移すことにギニア政府及びセント・ヴィンセント政府が合意したことを書面により通報されたので、

13 ギニア代理人は、同日、書記宛の書簡により合意を構成する交換書簡を通告したので、

14 この合意は、次のとおり定めるので、

セント・ヴィンセント代理人・海事長官

ボゾ・ダヴィノビック殿

ハンブルグにて

一九九八年二月二〇日

ギニア政府の訓令により、小職は、同政府がサイガ号に関する両国間の紛争をハンブルグの国際海洋法裁判所の管轄に付することに合意することを通報するたため本書簡を啓上いたします。よって、同政府は、セント・ヴィンセントが一九九七年一月二二日の通告により開始した仲裁手続を国際海洋法裁判所に移送することに合意します。この旨の法務大臣の訓令を添付してあります。

ギニア政府は、紛争の海洋法裁判所への付託が両国政府の最近の意見の交換（海洋法裁判所長の周旋によるものを含む。）に加えて、次の条件を含むことに合意します。

1 紛争は、セント・ヴィンセントによる通告の日である一九九七年一月二二日に国際海洋法裁判所に付託されたものとみなす。

2 海洋法裁判所における書面及び口頭の手続は、本案（損害賠償及び費用を含む。）及びギニア政府の一九九

八年一月三〇日付応答声明書において提起された管轄権に関する異議のすべての局面を扱う単一の段階からなる。

3 書面及び口頭の手続は、本書簡の附属書に定める日程表に従う。

(4) 国際海洋法裁判所は、一九九七年一月二二日の通告の第二四項にいうすべての損害賠償及び費用の請求に取り組み、また、裁判所において勝訴した当事者に生じた訴訟費用及び他の費用に関する裁定を行う権利を有する。

5 セント・ヴィンセントが一九九八年一月三日に国際海洋法裁判所に提出した暫定措置の命令のための要請、ギニア政府の一九九八年一月三〇日付応答声明書及び今後当該要請に関して両当事者が提出する文書は、裁判所により、海洋法条約第二九〇条1及び裁判所規則第八九条1により提出されたものとみなされる。

かかる条件により紛争を国際海洋法裁判所に付託することへのセント・ヴィンセント政府の合意は、本簡に対する貴長官の返書により表示することができます。二通の書簡は、紛争を国際海洋法裁判所に付する両国間の法的拘束力を有する合意（「交換書簡による合意」）を構成

し、直ちに効力を発生するものとします。ギニア共和国は、交換書簡による合意をその締結の直後に国際海洋法裁判所長に通報します。裁判所長により、所長が合意を受領したこと及び裁判所が紛争を審理する準備が完了したことが確認された後直ちに、一九九七年一月二二日付通報により開始された仲裁手続は国際海洋法裁判所の管轄に移送されたものとされます。

貴長官よりの速やかな回答を期待します。

敬具

ギニア共和国代理人

ヘルムート・フォン・プレフェルン（署名）

ハンブルグ

ヘルムート・フォン・プレフェルン殿

一九九八年二月二〇日

サイガ号に関する仲裁及び暫定措置の要請に関するセント・ヴィンセント代理人・海事長官宛の一九九八年二月二〇日付の貴簡を受領しました。

セント・ヴィンセント政府の名において、本大臣は、わが国政府が一九九八年二月二〇日付貴簡に定める条件に従って紛争を国際海洋法裁判所に付することに合意す

ることを確認する光栄を有します。

敬具

司法長官

カール・L・ジョセフ (署名)

15 裁判所の一九九八年二月二〇日命令は、就中、次のとおり述べるので、

裁判所は、セント・ヴィンセント及びギニアが紛争を裁判所に付託することに合意したことに満足する。

セント・ヴィンセントが一九九七年一月二二日に発出したサイガ号に関してギニアに対する手続を提起する通告は、同日に裁判所に適正に提出されたものとみなされる。

暫定措置命令の要請書、応答声明書、抗弁書、再抗弁書、すべての通信及び暫定措置命令の要請に関する他のすべての文書は、条約第二九〇条1及び裁判所規則第八九条1に従って適正に裁判所に提出されたものとみなされる。

事件は、「サイガ号(第二号) (the M/V "Saiga" (No. 2))」事件として件名簿に記録される。

16 命令の通告は、当事者に伝達され、その謄本は後刻書記により当事者に送付されたので、

17 要請書、応答声明書、抗弁書、再抗弁書及びそれらの添付書類の謄本は、規則第六七条2に従って、口頭手続開始の日から公開されたので、

18 口頭弁論は、一九九八年二月二三日及び二四日に三度開催された公開廷において次に掲げる者から行われたので、セント・ヴィンセントの名において、

カール・ジョセフ氏 セント・ヴィンセント国司法長官
兼法務大臣

弁護人及び補佐人 ニコラス・ハウ氏

フィリップ・サンズ氏

イェリム・ティアム氏

ギニアの名において、

代理人 ヘルムート・フォン・ブレフェルン氏

19 一九九八年二月二三日に二度開催された公開廷において、当事者は、上記第11項にいう会合において裁判所長が当事者の代理人に提起した論点及び争点にも見解を表明したので、

〔当事者の主張〕

20 一九九七年一月二二日の通告において、セント・ヴィンセントは、一九九七年一月二八日に始まった一連の

出来事（ギニア当局によるサイガ号及びその乗組員の拿捕及び継続する抑留を含む。）を繰り返したので、また、裁判所は、そこに主張された事実及び理由に基づいて次のとおり裁判し宣言することを求められたので、

1 ギニアの行動（特に、シエラ・レオネの排他的経済水域におけるサイガ号及びその乗組員に対する攻撃、その後の拿捕、抑留及び積荷の軽油の除去、セント・ヴィンセントを害する責任の追及及びその後の判決の宣告）は、セント・ヴィンセント及びその旗を掲げる船舶の有する条約第五六条²及び第五八条並びに他の関連規定に定める航行の自由の権利及び／又は航行の自由に関連する他の国際的に適法な海洋の利用の自由の権利を侵害する。

2 条約第三三条1(a)に定める限られた執行の例外を除くほか、ギニアの関税法及び禁輸法（特に、一九九四年三月一五日の法律九四／〇〇七／C T R N第一条及び第八条、関税法第三一六条及び三二七条並びに刑法第三六一一条及び第三三三条）は、いかなる場合においてもギニアの排他的経済水域において適用又は執行されてはならない。

3 ギニアは、サイガ号に関して条約第一一条による

継続追跡権を合法的に行使せず、同条8によりサイガ号に補償を行う責任を有する。

4 ギニアは、一九九七年二月一〇日の四〇万米ドルの保証の提供又はその後の二月一日のクレディ・スイス銀行からの証明の後直ちにサイガ号及びその乗組員を釈放しなかったことにより、条約第二九二条4及び第二九六条に違反した。

5 ギニアの提起した刑事裁判及び手続においてセント・ヴィンセントをサイガ号の旗国として召喚するのは、一九八二年条約に基づくセント・ヴィンセントの権利を侵害する。

6 ギニアは直ちに、サイガ号並びにその船長及び乗組員を放免する。

7 ギニアは直ちに、取り卸された軽油と同額の米ドルを返還し、銀行保証を返還する。

8 ギニアは、上に述べた違反の結果生じた損害を利子付きで賠償する責任を有する。

9 ギニアは、仲裁手続の費用及びセント・ヴィンセントに生じた費用を支払わなければならない。

21 セント・ヴィンセントが一九九八年一月一三日付要請書において要請した暫定措置は、後に一九九八年二月一三

日付抗弁書第五二項において修正されたところによれば、次のとおりなので、

- 1 ギニアは速やかに、海洋法裁判所の一九九七年一月四日判決に従うために必要なすべての措置を実施し、特に、ギニアは、次のことを直ちに実施しなければならない。
 - a サイガ号及びその乗組員を釈放すること。
 - b コナクリ第一審裁判所の一九九七年一月一七日判決及び／又はコナクリ控訴裁判所判決の適用及び実施を停止すること。
 - c 一九九七年一月一七日判決及び／又は一九九八年二月三日判決をいかなる者又は政府当局に対しても間接又は直接に執行することを中止及び断念すること。
 - d 一九八二年海洋法条約第三三条 1(a)に定める限られた例外を除くほか、ギニア排他的経済水域内において又はこの水域を越えるいかなる場所においても、セント・ヴィンセントに登録されギニア周辺の一海里領海外の水域で燃料補給活動に従事している船舶に対して、関税及び禁輸に関する法律（特に、一九九四年三月一五日の法律九四／〇〇七／CTRN第一条及び第八条、関税法第三一六条及び第三一七条並びに刑法

第三六一条及び第三六三条を含む。)を適用し、執行し又は他の方法により実施することを中止及び断念すること。

- 2 ギニア及びその政府当局は、セント・ヴィンセントに登録されている船舶（補給活動に従事するものを含む。）が特に一九八二年条約第五六条 2 及び第五八条並びに同条約の関連規定に定める航行の自由及び／又は航行の自由に関連する他の国際的に適法な海洋の利用の自由を享受するのを妨げることを中止及び断念すること。

- 3 ギニア及びその政府当局は、一九八二年条約第一条に定める条件（特に、「この追跡は、外国船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にある時に開始しなければならず、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行うことができる。」との要件を含む。）に従う場合を除くほか、セント・ヴィンセントに登録されている船舶（補給活動に従事するものを含む。）に対する継続追跡の実施を中止及び断念しなければならない。
 - 22 ギニアが一九九八年一月三〇日付応答声明書において提示した申立及び立論は、次のことを含んでいたので、

ギニア政府は、裁判所に対し、条約第二九〇条5に定める条件のいくつかが満たされていないことから、セント・ヴィンセントによる暫定措置の命令のための要請を却下することを求める。

ギニア政府は、仲裁裁判所又は国際海洋法裁判所のいずれも、セント・ヴィンセントの一九九七年一月二二日付要請により仲裁裁判所に提出された紛争を裁判する管轄権を有していないとの見解を有する。さらに、ギニア政府は、事態の緊急性は暫定措置の命令を要するものではないとの見解を有する。

∴

原告の要請は、条約第二九七条3(a)により規律される条約の漁業に関する規定の解釈又は適用に関する紛争に關わる。∴裁判所が一九九七年一月四日判決において説明したように、ギニアは、「その」法律により∴排他的経済水域におけるその権利を条約第五六条の線に沿って定義する。ギニア法は、排他的経済水域における生物資源に関するギニアの主権的権利と同等に、排他的経済水域における国家資源を探索し、開発し、保存し及び管理するための主権的権利を構成する。他方において、第二九七条3の目的はまさに、排他的経済水域における

生物資源に対する沿岸国の主権的権利に関する限り、条約第一五部二節による拘束力を有する決定を伴う義務的手続に従うか否かを沿岸国の裁量に委ねることによって、沿岸国の地位を強化することにある。しかしながら、ギニア政府は、本件において、ギニアの裁判所以外のいかなる解決手続も受諾しない。したがって、海洋法裁判所は、セント・ヴィンセントの一九九七年一月二二日付要請が宛てられた仲裁裁判所が管轄権を有すると推定することはできない。

条約第二九〇条5が適用可能になるために満たされるべきいまひとつの条件も充足されていない。すなわち、∴暫定措置に対する緊急の必要性が存在しない。

原告は、次のとおり述べる。

ギニアの行動の結果として、多くの船舶が航路を変えたり、武装警備員を使用していることによつて、∴費用負担が増加している。

船舶が航路を変更し又は武装警備員を雇用しなければならぬ理由は理解しがたい。外国船舶がギニアの排他的経済水域を通過する航路をとることに對してギニアによる禁止が存在するわけではない。外国船舶がギニアの船舶によって攻撃される危険は存在しない。しかし、原

告がギニアの排他的経済水域において漁船に洋上補給を行おうとするタンカーを念頭に置いていたのであれば、要請された暫定措置は、かかる活動が条約に合致しているか否かの問題は暫定措置による規制に服するわけではなく、仲裁裁判所の終局的裁判の主題でなければならぬため、正当化されない。

原告が述べるように、∴セント・ヴィンセントの旗を掲げる船舶にはすべて、ギニアの排他的経済水域において拿捕される潜在的危険があるというのは正しくない。

さらに、原告は、何ら根拠を示すことなく仲裁手続が∴「近い将来に終局かつ拘束力のある決定をもたらさるうもない」と述べる。

さらに、ギニアが「排他的経済水域内及びその外で、セント・ヴィンセントの旗を掲げる船舶に対して行動しようとする保証」を与える理由は、まったく存在しない。何故ギニアがセント・ヴィンセントの旗を掲げるすべての船舶に対して白紙委任 (carte blanche) を与えなければならないのか、原告のいう「行動」が何を意味するのか理解しがたいことを考えれば、なおのことである。

最後に、一国の政府に「いかなる方法によつても

(other wise) 第一審判決を執行しない宣言を期待するのは、尋常ではない。

∴
選択的に、∴裁判所が上記の見解を共有しない場合には、

原告は、サイガ号及びその乗組員が釈放されることを要求する。裁判所は、その一九九七年一月四日判決において、サイガ号及びその乗組員の釈放は合理的な保証の提供の後でなければならないと決定した。しかし、被告に申し入れのあった一九九七年一月一〇日のクレディ・スイス銀行の銀行保証は、「合理的」ではなかった。

∴
要請された他の措置はすべて、暫定的なものではなく、また、裁判所は、要請された効果のある命令を行う権限を有しない。

23 一九九八年二月二四日に開かれた公開廷においてセント・ヴィンセント代表が表明し、書記局に提出された最終申立において、セント・ヴィンセントは、次に掲げる暫定措置の命令を要請したので、

ギニアは、

1 サイガ号及びその乗組員を釈放すること。

1 コナクリ第一審裁判所の一九九七年一月十七日判決及び／又はコナクリ控訴裁判所の一九九八年二月三日判決の適用及び効果を停止すること。

1 一九九七年一月十七日判決及び／又は一九九八年二月三日判決をいかなる者又は政府当局に対しても間接又は直接に執行することを中止及び断念すること。

2 一九八二年海洋法条約第三三条1(a)に定める限られた例外を除くほか、ギニア排他的経済水域内において又はこの水域を越えるいかなる場所においても、セント・ヴィンセントに登録されギニア周辺の一海里領海外の水域で補給活動に従事している船舶に対して、関税及び禁輸に関する法律（特に、一九九四年三月一日の法律九四／〇〇七／CTR N第一条及び第八条、関税法第三一六条及び三二七条並びに刑法第三六一条及び第三六三条を含む。）を適用し、執行し又は他の方法により実施することを中止及び断念すること。

3 セント・ヴィンセントに登録されている船舶（補給活動に従事するものを含む。）が特に一九八二年条約の第五六条2及び第五八条並びに関連規定に定める航行の自由及び／又は航行の自由に関連する他の国際的に適法な海洋の利用の自由を享受するのを妨げること

を中止及び断念すること。

4 一九八二年条約第一一条に定める条件（特に、「この追跡は、外国船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にある時に開始しなければならず、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行うことができる。」との要件を含む。）に従う場合を除くほか、セント・ヴィンセントに登録されている船舶（補給活動に従事するものを含む。）に対する継続追跡の実施を中止及び断念しなければならない。

24 一九九八年二月二四日に開かれた公開廷においてギニア代理人が表明し、書記局に提出された最終申立において、ギニアは、次に掲げる申立を行ったので、

1 セント・ヴィンセントの一九九八年二月一三日付抗弁書第五二項による又はありうべき後の修正文におけるセント・ヴィンセントの要請は、すべて却下されなければならない。

2 さらに、裁判所は、セント・ヴィンセントが同国による暫定措置命令の要請の結果支払われた手続費用を負担すると裁判し、宣言することを求められる。

〔裁判所の管轄権〕

25 条約第二九〇条1は、次のとおり規定することを考慮し、

紛争が裁判所に適正に付託され、当該裁判所がこの部又は第十一部五節の規定に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、当該裁判所は、終局判決を行うまでの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認められる暫定措置を定めることができる。

26 裁判所は、一九九八年二月二〇日命令において、紛争が適正に付託されたと決定したことを考慮し、

27 原告によれば、裁判所が条約第二九七条1により管轄権を有し、被告によれば、原告の要請が条約第二八七条3

(a)に含まれる紛争に関わり、裁判所の管轄に服さないことになるために、裁判所の管轄権の有無について当事者に不一致があることを考慮し、

28 当事者は、一九九八年二月二〇日付交換書簡において、紛争を裁判所に付託することに合意し、また、裁判所における書面及び口頭の手続が「本案（損害賠償及び費用を含む。）及びギニア政府の一九九八年一月三〇日付応答声明

書において提起された管轄権に関する異議のすべての局面を扱う単一の段階からなる」ことにも合意していることを考慮し、

29 裁判所は、暫定措置を命令する前に自ら事件の本案に管轄権を有することを最終的に確認することを要さないが、しかし、原告の援用した規定が裁判所の管轄権の根拠となりうる基礎を与えていることを推定させない限り、暫定措置を命令することはできないことを考慮し、

30 本件において原告の援用する条約第二九七条1は、裁判所の管轄権に基礎を与えることを推定させることを考慮し、

〔申立の修正〕

31 規則第七五条2によれば、各当事者はその最終弁論の終結に際して最終申立を朗読することを考慮し、

32 原告は、その申立を一九九八年二月二四日の公開廷において修正し、被告は、修正に異議を申し立てたことを考慮し、

33 当事者の申立の修正は、他の当事者が応答を行う権利を害しない限り許容されることを考慮し、

34 本件において、ギニアの応答する権利は、修正に十分

な通告が与えられているため、害されていないことを考慮し、

35 原告は、その最終申立において、裁判所にサイガ号及びその乗組員の積放を暫定措置として命令することを要請したことを考慮し、

36 裁判所は、この命令に関する評議を開始した後、原告代理人の名において送付された一九九八年三月四日付書簡において「サイガ号はコナクリでの抑留から積放され、今朝、ダカールで安全に停泊している」との通報を受けたことを考慮し、

37 書記は、裁判所の指示により、一九九八年三月五日に、規則第七七条により、裁判所は、当事者がこの積放に関して提出することを希望する所見を受領する用意が一九九八年三月九日まであることを当事者に通報したことを考慮し、

38 当事者から受領された情報は、サイガ号、その船長及び乗組員が裁判所の一九九七年一月四日判決を履行して積放されたことを確認したことを考慮し、

39 当事者が提供した情報を記述することが適当であることを考慮し、

40 船舶及びその乗組員の積放により、その積放のための

暫定措置の命令には、目的がないことを考慮し、

〔命令の許容性〕

41 終局判決までの間、船舶、その船長及び乗組員、その所有者又は運航者が船舶の拿捕及び抑留又はその後の船長の訴追及び有罪判決に至る出来事に関連して司法上又は行政上のいずれかの措置に服することがあれば、原告の権利は、十分に保全されないことを考慮し、

42 当事者は、終局判決までの間の活動に関してその行動及び姿勢を決定するにあたり、サイガ号の拿捕及び抑留を導いたものと同様の、紛争を悪化させ又は拡大することのある事態を回避するためにあらゆる努力を行うべきことを考慮し、

43 当事者は、紛争の悪化又は拡大を防止するため、管轄権又は本案に関するその主張を害することなく、終局判決までの間に適用される取極を見いだすよう努力すべきことを考慮し、

44 いずれかの当事者による紛争の悪化又は拡大を回避するための行為又は抑止は、決してその主張の放棄又は他の当事者の主張の認容と解釈されてはならないことを考慮し、

45 裁判所が当事者の提案に基づいて設定した単一の段階

の管轄権及び本案に関する書面及び口頭手続のための日程は、終局判決までの期間を最小限にまで短縮することを考慮し、

46 この命令が裁判所の管轄権又は事件の本案に関連するいかなる問題をも予断するものではなく、かかる問題について主張を提出する当事者の権利に影響を及ぼさないことを考慮し、

47 規則第八九条 5 に従って、裁判所は一部又は全部が要請されたものと異なる措置を命令することができることを考慮し、

48 条約第二九〇条 6 による命令された措置の拘束力及び当該措置の迅速な遵守の要件を考慮し、

49 各当事者は、規則第九五条 1 に従って、命令された暫定措置の履行に関する報告及び情報を裁判所に提出することを求められることを考慮し、

50 裁判所が暫定措置の遵守に関する当事者からのいつさうの情報に要請する必要があること、そして、規則第九五条 2 により裁判所長が当該要請を行う権限を付与されることが適当であることを考慮し、

51 本手続における費用に関する被告の要求は、その最終決定において処理することが適当であると考慮して、

(主文)

52 以上の理由により、裁判所は、

1 全員一致で、

条約第二九〇条 1 に基づいて、次に掲げる暫定措置を命令する。

ギニアは、サイガ号、その船長及び他の乗組員、

その所有者又は運航者に対して、一九九七年一〇月二八日の船舶の拿捕及び抑留並びにその後の船長の訴追及び有罪判決に至る出来事に関連して、いかなる司法上もしくは行政上の措置もとりに又は執行することを差し控えなければならない。

2 全員一致で、

セント・ヴィンセント及びギニアは、終局判決までの間適用される取極を見い出すよう努力し、また、この目的のため、両国は、各々の当局又はその旗を掲げる船舶が裁判所に付託された紛争を悪化させ又は拡大することのある行動をとらないよう確保することを勧告する。

3 全員一致で、

セント・ヴィンセント及びギニアは、可能な限り速やかにかつ一九九八年四月三〇日までに、規則第九五条

1にいう最初の報告を提出しなければならないことを決定し、また、裁判所長に同日以降自ら適当と考える
いっそうの報告及び情報を要請する権限を付与する。

4 ギニアが本手続における費用に関して行った申立は、
終局判決における審理のため保留する。

一九九八年三月一日に自由ハンザ都市ハンブルグ
にて英語（正文）及び仏語により三部作成し、一部を
裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれセントヴィ
ンセント政府及びギニア政府に送付する。

〔ヴカス及びワリオバ各裁判官が宣言を行い、レイ
ン裁判官が個別意見を表明して、命令に添付した。〕